

DV防止法の改正と社会環境の整備を求める意見書

平成十三年十月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。以来、ドメスティック・バイオレンス（DV）は犯罪行為であると広く認知され、具体的な調査や施策も展開されています。江戸川区においても、女性センターに寄せられている相談から被害者が増加していると思われまます。

被害者が自立して生活できる社会制度がなければ、保護命令により一時的に暴力から逃れても、加害者からの暴力を断ち切ることはできません。また、加害者にDVは犯罪であるという認識をしっかりと持たせ更生を求めていかなくは、安心を得ることができません。被害者が精神的に回復し自立するためには、長い時間が必要ですが、現状の公的支援制度では不十分です。

また、恒常的に暴力にさらされているDV家庭の子どもたちへの対応や高齢、障がい、外国籍など複合した問題を持つ被害者に対するサポート不足が指摘されています。

被害者の人権を守り、誰もが安心して暮らせる社会の実現を求めするため、現行法の配偶者に限る加害者の適用範囲を拡大するとともに、保護命令の対象、期間及び範囲等も実態に即したものにすることが必要です。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、DV防止法の改正と社会環境の整備を強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十月二十二日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

内閣総理大臣・法務大臣・厚生労働大臣 あて